

介護保険適用利用料金（自己負担割合 1割の場合）
 通所介護利用料（介護保険適用部分） ・ サービス提供時間：3時間以上5時間未満
 （平成29年4月1日改定）

基本 利用 料	要介護	負担額（大規模Ⅰ）	介護度	負担額（大規模Ⅰ）
	要介護1	401円/回	要支援1 もしくは週1回程度の要支援2	1,766円/月
	要介護2	460円/回		
	要介護3	520円/回	要支援2	3,620円/月
	要介護4	578円/回		
	要介護5	638円/回		

項目又は名称		利用者負担額	項目又は名称	利用者負担額
加 算	機能訓練加算（Ⅰ）	49円/回	運動機能向上加算	241円 月に1度
	機能訓練加算（Ⅱ）	60円/回	口腔機能向上加算	161円 月に1度
	口腔機能向上加算	161円/回	選択的サービス複数実施加算 ※2	515円 月に1度
	入浴介助加算	54円/回	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	
	認知症加算 ※4	64円/回	要支援1	77円 月に1度
	中重度ケア体制加算 ※5	48円/回	要支援2	154円 月に1度
			生活機能向上グループ活動加算 ※3	107円 月に1度
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	19円/回	事業所評価加算	129円 月に1度
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ） （平成30年3月31日まで）	※1	介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ） （平成30年3月31日まで）	※1

※1 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(ア)1000分の59に相当する単位数。又は単位数の1000分の43又は単位数の23又は(イ)で算出した単位数の100分の90又は(イ)で算出した単位数の100分の80に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※2 運動、口腔を両方実施している場合に限り加算となる ※3 運動、口腔、栄養の加算を実施していない場合に限る

※4 指定基準に規定する介護・看護職を常勤換算で2以上確保し日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上であり専門資格を修了した者をⅠ以上確保している場合に加算となる。

※5 指定基準に規定する介護・看護職を常勤換算で2以上確保し要介護度3以上の割合が30%以上であり提供時間を通じて看護職を1以上確保している場合に加算となる。

※6 国保連からの通知（改善率）により算定